

北海道立総合博物館協議会 アイヌ民族文化研究センター専門部会の設置について

1 設置について

北海道立総合博物館条例第26条に基づき、アイヌ民族文化研究センターの運営および中期目標・計画と年度計画におけるアイヌ民族文化関連項目に関する調査審議を行うため、本協議会に「アイヌ民族文化研究センター専門部会」を設置することとする。

2 付託事項について

本専門部会における付託事項は、以下のとおりとする。

- ①北海道博物館アイヌ民族文化研究センターの運営方針および中期目標・計画、年度計画について
- ②北海道博物館の中期目標・計画、年度計画のうち、アイヌ文化関連項目について
- ③これらの事業の評価について

北海道博物館中期目標・計画（平成27～31年度）・平成27年度計画におけるアイヌ民族文化に関する主な項目

【配布資料5-3からアイヌ民族文化研究センター専門部会に関わる主な事項を抜粋したものです】

年度計画【H27】	
<p>3 調査研究</p> <p>(2) アイヌ文化に関わる調査研究の重点化</p> <p>ア 北海道の総合博物館としてアイヌ文化の継承と理解促進に資するため、アイヌ民族の言語・口承文芸、芸能、民具・生活技術などの有形・無形の文化と、それらの理解に欠かせない歴史について、重点的に調査研究を進める。</p> <p>イ 関係機関や研究者、伝承活動関係者などとの連携により、道内各地のアイヌ文化に関する資料の所在調査を進め、整理・保存作業を行う。</p> <p>ウ 調査研究などを通じて収集した未公開の資料や研究情報については、その公開を進め、アイヌ文化の継承、学習、研究などに広く活用できるよう整備を進める。</p> <p>エ 調査研究などの成果をひろく伝えるため、研究紀要の発行や講演会・講座などの開催とともに、総合展示の充実や企画展示の実施などを進め、アイヌ文化に関する理解促進の取組を一層強化する。</p>	<p>3 調査研究</p> <p>(2) アイヌ文化に関わる調査研究の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合博物館としての役割・視点をふまえたアイヌ文化に関わる調査研究課題を設定し、実施する。 ・アイヌ文化の継承・振興に資する学際的共同研究課題を策定し、道内外の関係機関や研究者とも連携した効果的な実施計画を定める。 ・調査研究の成果を活用した企画展示並びに巡回展を開催する。
<p>12 情報発信</p> <p>(1) アイヌ文化に関する学術情報の集約と発信</p> <p>ア アイヌ文化に関する資料及び学術情報を一元的に集約し、そのデータベース化を進める。</p> <p>イ これらの成果については、さまざまな媒体や機会を通じた提供を進め、北海道博物館がアイヌ文化の継承、学習、研究にとっての情報センターとしての役割も果たすことができよう、そのための機能の充実を図る。</p>	<p>12 情報発信</p> <p>1) アイヌ文化に関する学術情報の集約と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化に関わる文献情報、アイヌ語及び口承文芸に関する情報、民具や伝統的生産技術に関する情報、北海道博物館所蔵の民具並びに道内市町村に所在する民具に関する情報など、ニーズの高い情報についてデータベース化に着手する。 ・これらの情報については、随時、ホームページなどを活用して発信する。
<p>14 研究成果の発信と社会貢献</p> <p>(1) 学術刊行物などの刊行</p> <p>ア 研究成果を広く伝えるため、研究紀要や研究報告書などを刊行する。</p> <p>イ 北海道の自然・歴史・文化の学習や理解促進のために、研究成果をわかりやすくまとめた冊子などを刊行する。</p> <p>ウ 企画展示の開催に合わせて、来館者の理解を深め、学術的意義を広く知らせるために展示図録や解説用冊子を刊行する。</p>	<p>14 研究成果の発信と社会貢献</p> <p>(1) 学術刊行物などの刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『北海道博物館研究紀要（仮）』及び『アイヌ民族文化研究センター研究紀要（仮）』を刊行する。 ・大規模な企画展示の開催に合わせて展示図録を刊行する。 ・小規模な企画展示の開催に合わせて解説用冊子を刊行する。